

サービス個別H

- (介護予防)特定施設入居者生活介護
- ·地域密着型特定施設入居者生活介護
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護



(介護予防)特定施設入居者生活介護

•

地域密着型特定施設入居者生活介護

1. 人員基準

職種	人員基準	
管理者	常勤専従1名(支障が無い場合は兼務可)	
生活相談員	常勤換算方法で利用者の数が100又はその端数が増すごとに 1以上※(1人以上は常勤)	
看護職員· 介護職員	看護職員と介護職員の合計数は常勤換算方法で利用者の数元 び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。	
看護職員	総利用者数が30以下:常勤換算方法1以上 総利用者数30超:常勤換算方法1に総利用者数が30を超えて 50又はその端数が増すごとに1を加えて 得た数以上 ※1人以上は常勤	
介護職員	介護職員 常に1以上の(介護予防)サービスの提供に当たる介護職が確保されること。	
機能訓練指導員	能訓練指導員 1以上	
計画作成担当者 常勤換算方法で利用者の数が100又はその端数が増する 1以上		

「令和6年度改定」

2. 生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化

特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、以下の要件を満たす場合は「常勤換算法で、要介護者である利用者の数が3(要支援者の場合は10)又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とする

【算定要件】

- ①委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期 的に確認していること。
 - イ 利用者の安全及びケアの質の確保
 - ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - 八 緊急時の体制整備
 - 二 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器の定期的な点検
- ②介護機器を複数種類活用していること。
- ③利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- ④利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められていること。

人員配置基準の特例的な柔軟化の申請に当たっては、取組開始後、少なくとも **3か月**以上試行した上で、委員会において効果を確認し、市へ届け出ること。

「令和6年度改定」

3. 夜間看護体制の強化

夜間の看護職員の体制を強化し、医療的ケアを要する者の積極的な受入れを促進する観点から、「夜勤又は宿直の看護職員の配置」を行う場合について評価する 新たな区分が設けられました。

【算定要件】

<夜間看護体制加算(I)>(新設 18単位/日)

- (1) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- (2) 夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- (3) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

〈夜間看護体制加算(Ⅱ)〉(変更 9単位/日)

- ※現行の夜間看護体制加算の算定要件と同様
 - (1) 夜間看護体制加算(I)の(1)及び(3)に該当すること。
- (2) 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

「台和6年度改定」

4. 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、以下の見直しが行われました。

※ 下記①、②の要件を満たす場合:協力医療機関連携加算

100単位/月、それ以外の場合:40単位/月

- ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように 努めることとする。
- ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を 常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
- ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

「台和6年度改定」

5. 入院時等の医療機関への情報提供

入居者が医療機関へ退居した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを 評価する新たな加算が創設されました。

【算定要件】

医療機関へ退居する入所者等について、退居後の医療機関に対して入居者を紹介する際、入居者の同意を得て、当該入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者1人につき1回に限り250単位が算定されます。

令和6年度報酬改定Q&A(Vol.2)問18

Q:同一医療機関に入退院を繰り返す場合においても、算定は可能か。

A:同一月に再入院する場合は算定できず、翌月に入院する場合においても前回入院時から利用者の状況が変わらず、提供する内容が同一の場合は算定できない。

令和6年度報酬改定Q&A(Vol.3)問2

Q:退所時情報提供加算及び退居時情報提供加算について、医療機関の入院にあたり、退所または退居の手続きを行わない場合においても算定可能か。

A:算定可能

「令和6年度改定」

6. 口腔衛生管理の強化

全ての特定施設入居者生活介護において口腔衛生管理体制を確保するよう 促すとともに、入居者の状態に応じた適切な口腔衛生管理を求める観点か ら、これまでの口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組 を一定緩和した上で基本サービスとして行うこととなりました。

□腔衛生管理体制加算30単位/月→廃止(基本報酬に包括化)

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施し、入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成してください。

口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行ってください。

(令和9年3月31日までの経過措置あり)

「台和6年度改定(経過措置)]

7.利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等の活用も可)を定期的に開催することが今後義務化されます。

(基準省令の解釈通知より)

- ・現場における課題を抽出及び分析し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備する。
- ・職種を含む幅広い職種により構成することが望ましい。
- ・厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。

令和9年3月31日まで努力義務(令和9年4月1日より義務化)



(介護予防)認知症対応型共同生活介護

•

(介護予防)小規模多機能型居宅介護

•

看護小規模多機能型居宅介護

1. 人員基準(1)認知症対応型共同生活介護

職種	人員基準		
代表者	・認知症対応型サービス事業開設者研修修了者		
管理者	・常勤専従1名(管理上支障が無い場合は兼務可)・認知症対応型サービス事業管理者研修修了者		
介護従業者	【ユニットごと】 ・日中の時間帯に前年度の利用者の平均数に対して、 常勤換算方法で3:1以上 ・日中の時間帯を通じて1以上 ・夜間及び深夜の時間帯は夜勤職員1以上		
計画作成担当者	 事業所に1以上 介護支援専門員であり、かつ、 認知症介護実践研修(実践者研修)修了者 複数配置する場合、他の計画作成担当者は認知症介護 実践研修(実践者研修)修了者であれば可 		

2)(介護予防)小規模多機能型居宅介護

職種	人員基準
代表者	・認知症対応型サービス事業開設者研修修了者等
管理者	・常勤専従1名(管理上支障が無い場合は兼務可) ・認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 等
介護従業者	 ・1名以上は常勤 ・1以上は看護師又は准看護師 【日中の時間帯】 ・通いの利用者数(前年度平均)に対して、常勤換算方法で3:1以上 ・訪問サービスに対して、常勤換算方法で1以上 【夜間及び深夜の時間帯】 ・時間帯を通じて夜勤職員1以上(宿直職員除く) ・時間帯を通じて宿直職員を必要数 ※宿泊利用者がいないなどの場合は配置不要。
介護支援専門員	・1以上 ・ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者

3)看護小規模多機能型居宅介護

職種	人員基準
代表者	・保健師又は看護師 若しくは 認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 等
管理者	・常勤専従1名(管理上支障が無い場合は兼務可) ・保健師又は看護師 若しくは 認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 等
介護従業者	 ・1名以上は常勤の保健師又は看護師 ・看護職員(保健師、看護師又は准看護師)を常勤換算方法で2.5以上 【日中の時間帯】 ・通いの利用者数(前年度平均)に対して、常勤換算方法で3:1以上 ・訪問サービスに対して、常勤換算方法で2以上等 【夜間及び深夜の時間帯】 ・時間帯を通じて夜勤職員1以上(宿直職員除く) ・時間帯を通じて宿直職員を必要数等 ※宿泊利用者がいないなどの場合は配置不要。
介護支援専門員	・1以上 ・ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者

2. 研修修了者について(1)管理者

下記の場合、人員基準欠如になることがありますので、十分に御注意ください。

- ・研修修了者が定年退職する場合など、**あらかじめ 分かっていながら**、研修修了者を配置できない場合
- ・介護保険課に相談が無く、研修修了者の未配置を 確認した場合
- ・新たな者が、必要な研修を修了しなかった場合

(2) 代表者·計画作成担当者等

下記の場合、基準違反又は**減算**になることがあります ので、十分にご注意ください。

- ・研修修了者が定年退職する場合など、**あらかじめ 分かっていながら**、研修修了者を配置できない場合
- ・介護保険課に相談が無く、研修修了者の未配置を 確認した場合

3. 令和6年度介護報酬改定について

【運営基準】

- ・身体的拘束等の適正化のための取組 【追加】小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
- ・協力医療機関との連携 【対象】認知症対応型共同生活介護
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負 担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 【対象】認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護

3. 令和6年度介護報酬改定について

【介護報酬編】

- ·認知症加算 【対象】小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
- ・総合マネジメント体制強化加算 【対象】小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
- ·協力医療機関連携加算 【対象】認知症対応型共同生活介護
- 生產性向上推進体制加算【対象】認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護
- ・医療連携体制加算 【対象】認知症対応型共同生活介護
- ・認知症チームケア推進加算 【対象】認知症対応型共同生活介護

1.身体的拘束等の適正化のための取組

対象:認知症対応型生活介護、【追加】小規模多機能型居宅介護、

【追加】看護小規模多機能型居宅介護

【基準省令】

事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ロ 身体的拘束等の適正化のための**指針**を整備すること。
- 八 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

1.身体的拘束等の適正化のための取組

身体的拘束等適正化検討委員会について

- ・目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で**情報共有**し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではない。
- ・具体的な目的は次のようなことを想定
 - イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること
 - 口 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、 背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等につい て報告すること
 - 八 身体的拘束等適正化検討委員会において、口により報告された事例 を収集し、分析すること
 - 二 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、 身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性 と適正化策を検討すること
 - ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること
 - へ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること

身体的拘束等の適正化のための取組

身体的拘束等適正化委員会について

【構成員】

委員会の構成メンバーは、事業所の**管理者や従業者**のほか、これらの職員 に加えて第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましい。

【開催頻度】

委員会を3月に1回以上開催し、前述の内容について情報共有を行ってください。

そしてその内容を記録し、従業者に**周知徹底**してください。

【注意事項】

令和6年度の運営指導では、身体的拘束等検討委員会の検討内容が<u>「身体</u> <u>拘束の事例なし」</u>のみとなっていた事例が、口頭指導の対象となりました。

1.身体的拘束等の適正化のための取組

身体的拘束等の適正化のための指針について

- ・次のような項目を盛り込む
 - イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
 - ロ 身体的拘束等適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
 - 二 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する 基本方針
 - ホ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針
 - へ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
- ※運営指導で上記いずれかの項目が欠けている事業所が複数あり、助言指導の対象となりました。
 - 指針の作成にあたっては、必要な項目が欠けることのないようにご注意く ださい。

1.身体的拘束等の適正化のための取組

介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための 研修について

【内容】

- ・身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発
- ・事業者における指針に基づき、適正化の徹底
- ⇒研修の実施内容についても記録することが必要

【開催頻度】

事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成

- ・年2回以上の定期的な教育
- ・新規採用時には必ず実施
- ※事業所内での研修で差し支えない

1.身体的拘束等の適正化のための取組

身体拘束廃止未実施減算

事業所において、下記の事実が生じた場合、利用者全員について 100分に1減算を行う。

- ・身体的拘束等に対する記録を行っていない
- ・身体的拘束等適正化検討委員会を3月に1回以上開催していない
- ・指針を整備していない
- ・定期的な研修を開催していない

2.協力医療機関との連携について

対象:認知症対応型共同生活介護

入居者の病状の急変時等に対応するための協力医療機関をあらかじめ定めるよう規定されました。

義務化

- ①1年に1回以上、協力医療機関との間で急変時の対応を確認し、 指定権者(浜松市)に届け出なければならない。
- ---以下、努力義務---
- ②要件を満たす協力医療機関を定める
- ③第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時の対応を取り決めるように努める。
- ④入居者が医療機関に入院した後に、速やかに再入居させることができるよう努める。
- ---協力医療機関が第二種協定指定医療機関の場合、義務化---
- ⑤第二種協定指定医療機関である協力医療機関との間で、新興感染症の 発生時の対応について協議を行わなければならない。

2.協力医療機関との連携について

対象:認知症対応型共同生活介護

- ①1年に1回以上、協力医療機関との間で急変時の対応を確認し、指定権者(浜松市)に届け出なければならない。
- ・年に1回以上、協力医療機関と入居者の急変時等における対応を 確認する
- ・年に1回以上、協力医療機関の名称や、取り決めの内容等を 指定権者に届け出る
 - ※協力医療機関の名称や取り決めの内容の変更があった場合には、 速やかに指定権者に届け出る
- ※協力医療機関の名称や、取り決めの内容等に変更がない場合 も、年に1回以上は必ず届け出をしてください。

2.協力医療機関との連携について

対象:認知症対応型共同生活介護

②要件を満たす協力医療機関を定めるよう努める

〈2要件〉

- 一. 入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が 相談対応を行う体制を、常時確保している
- 二. 認知症対応型共同生活介護からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している

【令和6年度改定(経過措置)】

3.利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負 担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について

対象:認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資 する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質 の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 (テレビ電話装置等の活用も可)を定期的に開催することが今後義 務化されます。

(基準省令の解釈通知より)

- ・現場における課題を抽出及び分析し、利用者の尊厳や安全性を確保しな がら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備する。
- ・管理者等を含む幅広い職種により構成することが望ましい。
- ・厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上 に資するガイドライン | 等を参考に取組を進めることが望ましい。

令和9年3月31日まで努力義務(令和9年4月1日より義務化)27

4. 認知症加算

【算定要件】

認知症加算Ⅰ・Ⅱ共通

- ・認知症介護**実践リーダー研修**等修了者を以下の数、配置している 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満:1名 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人以上 : 1名に加え、対象者が19名を超えて10又は端数を増すごとに1名
 - 例) Ⅲ以上の者20名~29名⇒修了者2名配置
- ・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は 技術的指導に係る会議を定期的に開催
- ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の**者に対して**、専門的なケアを実施

認知症加算 I

- ・認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、認知症ケアの指導を実施
- ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成

4. 認知症加算

【算定要件】

認知症加算Ⅲ

・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の**者に対して**、 (看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合

認知症加算IV

- ・要介護2の者
- ・認知症高齢者の日常生活自立度 II の者に対して、 (看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合

※注意事項※

| 運営指導で、認知症高齢者の日常生活自立度が**Ⅲ、Ⅳ又はMに該当** | <mark>しない利用者</mark>について認知症加算 I (改定前)を算定している事例 | が多く見受けられ、これらは報酬返還となりました。

5. 総合マネジメント体制強化加算

【算定要件】

総合マネジメント体制強化加算 I

- ・(看護)小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の状況や環境の 変化を踏まえ、**多職種協働**により見直しを行っている
- ・地域の行事や活動等に積極的に参加する
- ・利用者及び利用者と関わりのある地域住民や商店等からの相談体制を構築し、事業所内外の人にとっての相談窓口としての役割を担っている
- ・居宅サービス計画において、登録者の生活全般を支援するサービスが包括 的に提供されるような計画を作成している
- 下記のいずれかに該当する
 - ①地域住民等との連携により、利用者の地域における役割、生きがいなど を可視化したものを作成し、従業者で共有している
 - ②障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し世代間の交流の場を 設けている
 - ③他の介護事業者と共同で、認知症や介護に関する事例検討会、研修会等 を定期的に行う
 - ④在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、事業所以外のサービス事業所又は医療機関との連携等を行っている 30

「今和6年度改定」

5. 総合マネジメント体制強化加算

【算定要件】

総合マネジメント体制強化加算 II

- ・(看護)小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の状況や環境の 変化を踏まえ、**多職種協働**により見直しを行っている
- ・地域の行事や活動等に積極的に参加する

6協力医療機関連携加算

【令和6年度改定】

<算定要件>

- ・入居者の同意を得て、入居者の病歴等の情報共有や急変時等における 対応の確認等を行う会議を定期的に開催する。
- ・会議の開催頻度は概ね月1回。ただし、電子的システムにより協力医療機関において入居者の情報が随時確認できる体制があれば、年3回以上。
 - ※複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより、2要件を満たす場合は、それぞれの医療機関との会議が必要。
- ・会議では、特に協力医療機関に**診療の求めを行うこととなる可能性が高い入居者**や新規入居者を中心に情報共有や対応の確認等を行う。毎回の会議において必ずしも入居者全員について詳細な病状等を共有しないこととしても差し支えない。
- ・会議の開催状況について、その概要を<mark>記録</mark>する。



生產性向上推進体制加算

【令和6年度改定】

- <算定要件 加算 I · II 共通>
- ・幅広い職種が参画し、利用者の安全並びに介護サービスの質の 確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を 3月に1回以上開催し、以下の①~④について検討を行うこと
 - ①利用者の安全及びケアの質の確保について
 - ②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮について
 - ③介護機器の定期的な点検について
 - ④職員に対する研修について

各項目の詳細な検討内容については、「生産性向上推進体制加算に関する 基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認 ください。



.生產性向上推進体制加算

【令和6年度改定】

- <算定要件 加算 I · II 共通>
- ・事業年度毎に1回、生産性向上の取組に関する実績を厚生労働 省へ報告すること

【報告方法】

「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」の記の8に基づく別紙1により、原則として「電子申請・届出システム」(厚生労働省ホームページ)によりオンラインで提出すること。

(申請先URL) https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/report/

報告内容は、加算の区分によって異なります。

詳細は「生産性向上推進体制加算を算定する事業所における生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について」をご確認ください。



生産性向上推進体制加算

【令和6年度改定】

- く算定要件 加算 I >
- ・委員会での取組や介護機器の活用による業務の効率化及びケア の質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること 例)介護助手の活用、利用者の介助を伴わない業務の一部を外注
- ・以下の3つの介護機器を**全て**使用していること
 - ①見守り機器(全ての居室に設置)
 - ②インカム(同一の時間帯に勤務する**全ての介護職員**が使用)
 - ③介護記録の作成の効率化に資するICT機器

v b c l



生產性向上推進体制加算

【令和6年度改定】

- 〈算定要件 加算Ⅱ>
- ・以下の3つの介護機器を1つ以上使用していること
 - ①見守り機器(全ての居室に設置)
 - ②インカム(同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用)
 - ③介護記録の作成の効率化に資するICT機器

詳細は「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認ください。

「令和6年度改定」

8. 医療連携体制加算

	医療連携体制加算 I (イ)	医療連携体制加算 I (口)	医療連携体制加算 I (八)	医療連携体制加算 II
単位数	57単位/日	47単位/日	37単位/日	5 単位/日
看護体制要件	事業所の職員とし て看護師を常勤換 算で1名以上確保 している	事業所の職員とし て看護職員(看護 師又は准看護師) を常勤換算で1名 以上配置している	事業所の職員として、又は病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保している	左のうちいずれか

事業所の職員である看護師又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護師 との連携により、24時間連絡可能な体制を確保している

	医療連携体制 加算 I (イ)	医療連携体制 加算 I (口)	医療連携体制 加算 I (八)	医療連携体制加算Ⅱ
受入要件				算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当る。 ① 下のいずれかに該当る。 ② 下のである。 ② 下のではいる。 ② 下のではまり、人工でいる。 ② 上のでは、一次では、一次ででは、一次ででは、一次でででは、一次ででででででででででで

9.

9.認知症チームケア推進加算

【令和6年度改定】

く算定要件> ※算定できるのは日常生活自立度Ⅱ以上の入所者のみです

・入所者の総数のうち**日常生活自立度Ⅱ**以上の入所者の占める割合のが 1/2以上

届出日の属する月の前3月の各月末時点の入所者数の平均で算定

- ・複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる
- ・日常生活自立度 II 以上の入所者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、認知症の行動・心理症状に対応するチームケアを実施している
- ・認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、振り返り、計画の見直しを行い、「認知症チームケア推進加算・ワークシート」及び介護記録等に記録する
- ・以下の双方の研修を修了した者を1名以上配置する

加算 I 認知症介護<mark>指導者養成</mark>研修等及び認知症チームケア推進研修

加算 II 認知症介護実践リーダー研修等及び認知症チームケア推進研修



令和6年度 運営指導における 主な指摘事項 ・助言事項について



令和6年度運営指導における主な 指摘事項・助言事項について



参考資料に掲載しております。ご確認ください。

